

様式第5号（第5条関係）

変 更 契 約 調 書	
契約の相手方及び住所	三重県鳥羽市鳥羽二丁目 15-15 株式会社川木組 代表取締役 川木 正浩
工事（業務委託）名	坂手漁港護岸機能保全工事
工事（業務委託）場所	鳥羽市 坂手町 地内
工 事 種 別	土木工事
変 更 工 事 概 要	下記変更理由と同じ
当 初 契 約 年 月 日	令和2年 2月 5日
変 更 契 約 年 月 日	令和2年 3月27日(1回目) 令和2年 8月17日(2回目) 令和2年 9月23日(3回目)
当 初 工 事 期 間	令和2年 2月 5日 ～ 令和2年 3月31日
変 更 後 工 事 期 間	令和2年 2月 5日 ～ 令和2年 8月31日(1回目) 令和2年 2月 5日 ～ 令和2年11月30日(2回目) 令和2年 2月 5日 ～ 令和2年11月30日(3回目)
当 初 契 約 金 額	77,495,000円(税込み)
変 更 金 額	5,467,000円(税込み)(2回目) 3,985,300円(税込み)(3回目)
変 更 後 の 契 約 金 額	82,962,000円(税込み)(2回目) 86,947,300円(税込み)(3回目)
変 更 契 約 理 由	当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。 岩盤線確認のための事前調査を行ったところ、一部区間において岩盤線が当初想定より大きく隆起していることが判明した。 鋼矢板を所定の深さまで打設する必要があったため、隆起している岩盤部を先行掘削し、その後鋼矢板打設を行うこととした。 施工順序を変更する必要が生じたことから、先行掘削を追加し、鋼矢板打設、アンカー工、腹起し工、仮設工を減数量とした。 なお、諸数量の移動は、上記理由による。